

四国中央市議会常任委員会による政策評価活動実施規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、四国中央市議会基本条例（平成30年四国中央市条例第24号。以下「条例」という。）第11条第1項及び第2項に規定する政策評価活動の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 常任委員会は、市長等に対して政策課題の提言並びに事業の評価及び検証を行うものとする。

(政策課題及び提言)

第3条 常任委員会は、市政に対する政策課題の決定及び提言を次により行うものとする。

- (1) 各所管事務に係る政策課題を1件選定する。
- (2) 前号の規定による選定後、政策課題に対する提言書を作成する。
- (3) 常任委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、前号の提言書を作成したときは、当該提言書を議長に提出する。
- (4) 議長は、前号の提言書を受理したときは、全員協議会の承認を経て当該提言書を市長等に提出する。
- (5) 当該提言書により提言した事項についての進捗状況等の確認を行う。

(主要事業の予算の確認及び執行の評価点検)

第4条 常任委員会は、主要事業の予算の確認及び執行の評価点検を次により行うものとする。

- (1) 当初予算における主要事業のうち評価対象事業を3件以内選定する。
- (2) 前号の規定により選定した評価対象事業の予算説明資料及び別に定める決算審査・評価用調書（以下「調書」という）の提出を市長等に求める。
- (3) 第1号の評価対象事業の進捗報告を市長等に求める。
- (4) 委員長は、調書を決算特別委員会に提出する。
- (5) 決算特別委員会は、常任委員会からの調書のとりまとめを実施し、第1号の評価対象事業に係る提言書を作成した後、これを議長に提出する。
- (6) 議長は、前号の提言書を受理したときは、全員協議会の承認を経て当該提言書を市長等に提出する。
- (7) 当該提言書により提言した事項についての進捗状況等の確認を行う。

(その他)

第5条 この訓令の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。